

## 令和7年度 小笠原村立母島小中学校（義務教育学校） 学校経営計画

小笠原村立母島小中学校 校長 白石 亨

### I 小笠原村が目指す教育

#### 1 小笠原村の教育目標（目指す子供像）

- (1) 互いの人格を尊重し、思いやりの心と規範意識をもつ子供
- (2) 社会の一員として、社会に貢献しようとする子供
- (3) 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな子供

#### 2 小笠原村教育委員会 学校教育の基本方針（主要方針等）

- (1) 自ら学ぶ力の習得による学力向上  
義務教育9年間の学びの系統性に則した学習指導の充実 等
- (2) 新たな時代に求められる資質・能力の育成  
世界自然遺産小笠原の価値を理解し発信できる資質・能力の育成 等
- (3) 望ましい人権感覚と道徳性の醸成  
小笠原村いじめ防止基本方針の徹底を指導することで、いじめや不登校を早期に発見し遅滞なく対応し、重大事態の未然防止 等

### II 教育目標 及び 目指す学校像

学校は人としての生き方、在り方の基礎・基本を学ぶ場である。人間尊重の精神を基調として個の伸長を目指すともに、人とのかかわりを通して豊かな人間性を培うことや、魅力ある教育活動を通して確かな学力の定着と豊かな心の育成を図ることが大切である。そのために、教育の質の一層の向上を目指し、保護者や地域に信頼され、児童・生徒が誇れる学校づくりを推進する。

さらに地域の学校として、家庭や地域、保育園との連携を図りながら、児童・生徒が楽しく通える学校、保護者・地域に信頼される学校、地域と共に歩む学校づくりを推進する。

#### 【教育目標（目指す子供像）】

- 意欲的に学ぶ児童・生徒
- 自らきたえる児童・生徒
- 社会のために尽くす児童・生徒

#### 【目指す学校像】

- 1 子供たちが楽しく感じ、登校したくなる学校
- 2 9年間の学びの中で子供の夢をかなえる学校
- 3 地域コミュニティーの核となる学校

### Ⅲ 中期的目標と方策

#### 1 9 学年間一貫した教育課程の編成・実施

各教科等の9学年間一貫カリキュラム「母島プラン」の作成を研究・検討し、義務教育学校ならではの9年間の長期スパンに基づく学習の指導と評価の充実を図る。

特にその中では、小中教員の連携・協力体制に基づく小学5・6年（高学年）からの「算数」「英語」での教科担任制等の導入等の可能性も検討する。さらに必要に応じては、各学年の学習内容の一部を組み換えて指導すること等により、基礎・基本の一層の定着を図るとともに発展的な学習を充実させる。

#### 2 園児・児童・生徒の異学年交流の促進

母島ならではの少人数である島の特性を生かしながら、園児・児童・生徒の園・学校生活の多様な場面で計画的な相互交流を行い、リーダーシップの発揮、助け合い、学び合いを通して、豊かな心や思いやりの心を育成する。

#### 3 インクルーシブ教育の推進・充実

障がいがあるなしにかかわらず、全ての児童・生徒が将来にわたる共生社会の形成者としての資質・能力を高めるため、インクルーシブ教育システム等の構築を推進する。

特に特別支援教室「ヤシの木教室」においては、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた教育活動を一層充実させ、「個に応じた指導・支援」の充実を図る。

#### 4 豊かな自然環境を生かし、地域の人材を活用した体験的な学習の実施

2008年に（平成20年10月）に国連の専門機関「ユネスコスクール」に加盟したことを踏まえ、小笠原諸島ならではの豊かで多様な自然環境に面している立地を生かし、地域の組織や関係機関、専門機関等と連携・協働し、海洋生物等にかかわる体験的な学習や、母島ならではの自然や地理、歴史等にかかわる学習を推進する。

#### 5 学校支援体制の整備と子育てにかかわる地域のセンター機能の充実

地域の組織や関係機関等との日常的な連携を深めることにより、地域における学校支援体制を整備するとともに、学校が子育てにかかわる地域のセンター機能を発揮し、保護者・村民に信頼される学校づくりと地域の教育環境の整備を推進する。

### Ⅳ 今年度の取組目標と方策

#### 1 確かな学力の定着

(1) 昨年度（令和6年度）まで2年間にわたって取り組んできた小中一貫教育研究推進指定校としての研究、研究主題「自分の考えや思いを相手に伝えるように表現する母島っ子」の研究をさらに推進し、一層児童・生徒の豊かな表現力や課題解決力等をはぐくむ。

(2) 本校が本年度から義務教育学校になったことを踏まえ、義務教育9年間を見通した教育課程の編成を研究し、一層小中の学習の接続・系統性を重視した授業を展開して、児童・生徒の確かな学力をはぐくむ。

(3) 義務教育学校として、小学5・6年生からの「算数」「英語」等の教科担任制の導入

を研究・検討し、また実技教科である「音楽」「図画工作」「美術」「体育」「家庭」等においても、小中の教員の相互乗り入れの授業を一層充実させる。

(4) 全学年で、校内漢字検定、計算検定、英語スペリング検定、英語スピーチコンテスト等を実施し、学習意欲を高めるとともに達成感をもたせる。

(5) 文部科学省の唱えるGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒一人一台ずつのICT端末が配布されて5年目を迎えるが、教育委員会と連携を図りながら、端末機器を活用していくための運用方法・活用方法・ルール等を一層整備する。特に情報モラルを高める指導体制・指導方法等を充実させる。

またICT環境の整備は手段であり目的ではないことに留意し、ICT端末が児童・生徒の学びを深める手立ての一つとして「一斉学習」「個別学習」「協働学習」「家庭学習」等での具体的かつ効果的な活用について研究を推進する。

さらに教員においても、全教員が年間1回以上のICT機器を活用した学習指導案を作成して研究授業を実施する。

## 2 豊かな心の育成

(1) 保育園との連携・協力も一層深めながら、園児・児童・生徒の学校・園生活の多様な場面で計画的な異年齢交流・相互交流を行い、リーダーシップの発揮や、助け合い、学び合いを通して、思いやりのある豊かな心をはぐくむ。

(2) 教育相談体制を強化するとともに児童・生徒会活動の活性化を図り、上級生にリーダーシップを発揮させ、児童・生徒相互の豊かなかわり合いの心を育てる中で、いじめや不登校の根絶に努める。特に教員一人ひとは、学級経営能力や生徒理解力・指導力を高め、差別やいじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、いじめの根絶を目指す。またいじめの疑いや可能性があることに気付いた場合は、早期に校内「いじめ防止対策委員会」を設置して、組織的・迅速にいじめ問題の解決にあたる。その際、重篤ないじめに関しては村教育委員会に報告し、指導を受けながら対応する。

(3) 「小笠原村SNSルール」「母島小中学校SNSルール」を再度周知し、児童・生徒へのスマートフォンやインターネット等の利用について十分に指導していく。また各家庭においても「SNS家庭ルール」を策定してもらい、親子で一緒にSNS等の利用について話し合う機会をもってもらおう。

(4) 生活指導の9学年間の連続性・系統性を十分に確保し、発達段階に応じた指導の重点を明確にして、問題行動の未然防止や課題の発見と速やかな解決に努める。

(5) よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」の授業を中心に据えながら、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等との関連を図りながら全教育課程を通じて道徳教育の充実を推進する。特に授業においては「考え、議論する道徳」を重視し、また児童・生徒の琴線に触れる指導も行いながら、道徳的実践力を育成する。

- (6) 年間を通して「あいさつ運動」を推進し、さわやかな声が響きあう言語環境づくりを一層進める。特に教員から積極的にあいさつを行い、教員と生徒間・生徒同士・保護者や来客等へのあいさつがしっかりとできることを習慣化する。あいさつが響き合う学校づくりを推進する。

### 3 健康でたくましい体づくり

- (1) 体育、保健体育の授業改善、体育的行事（運動会・ロードレース大会）や運動部活動の充実を図り、進んで運動しようとする態度を育てて体力の向上を図る。
- (2) スポーツ・テスト・体力調査等を全学年で実施し、児童・生徒が自己の体力の現状を把握しながら課題点を明確にして、運動への意欲を高められるよう指導する。
- (3) 9年間の子供の成長を見据え、虫歯予防や視力低下予防等の健康教育を行い、自己の心身の健康に対する関心を高めさせ、よりよい生活習慣の定着を図る。
- (4) 小学1・2・3年では、多様な運動経験をさせる中で体を動かす快さを体感させる。小学4・5・6年では、基礎体力の向上を図りながら運動を習慣化させる。中学部生徒には、興味・関心・能力に適した運動を経験させながら、生涯にわたって運動に親しむ態度を培わせる。
- (5) 学校生活全体を通して食育を推進し、望ましい食習慣等を身に付けさせ、健康で豊かな食習慣を定着させる。

### 4 地域とともにある学校

- (1) 学校公開の在り方や学校行事等の見直しも図りながら、広報・広聴活動の充実を図ることにより、教育活動への保護者理解を促進する。また、保護者に対しては教育活動を常時公開する。
- (2) 全職員が、母島小中学校PTAの行事や地域行事に積極的にかかわり、職員、保護者、地域住民相互の連携を深め、地域に根差した魅力ある学校づくりを進める。
- (3) 様々な自然災害等を想定した避難訓練、集団下校訓練、引き渡し・引き取り訓練等を実施し、児童・生徒の安全・安心を確保するとともに、防災意識を高める。
- (4) 「地域の子供は地域で育てる」の考えの下、園児・児童・生徒の成長が一貫性あるものとして捉え、学校がコミュニティーの核となりながら保護者・関係機関・地域の方々と連携しながら子育てを推進する。
- (5) 学校ホームページを活用して、常時教育活動を積極的に発信し、学校に対する興味・関心を高めてもらう。

### 5 特別支援教育の充実

- (1) 平成31年度に設置された「ヤシの木教室」においては、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた教育活動を展開し、「個に応じた指導・支援」に努める。

- (2) 全ての教員が情緒障害、自閉症スペクトラム症、学習障害（LD）、注意欠如多動症（ADHD）などの障害のある生徒の「困難さ」等を理解し、特別支援教育に関する知識や配慮事項等の正しい認識を深め、組織的に対応できる力を高める。
- (3) 特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルデザインの考えに基づく授業づくり・学級経営を通常学級においても推進する。授業においては「学習のねらい等の焦点化」「展開の構造化」「スモールステップ化」「視覚化」「学習の動作化・作業化」「共有化」等に取り組む。学級経営においては「安心できる居場所のある学級」「一人一人の違いが認め合える学級」「生活のルール・学習のルールが明確な学級」「全員が活躍できる学級」等を推進していく。
- (4) 特別支援教育においてもICT機器の活用についての研究を推進し、「発語や話すことに課題がある生徒での活用」「読み書きに困難さがある場面での活用」「ルール・手順・見通しに関する場面での活用」「できごとの整理や自己コントロール場面での活用」「大切な話を聴く場面での活用」等、自立活動におけるICT機器の効果的な活用についての研究を一層推進する。

## 5 学校経営全般

- (1) 国・都・区等より示されている「教員の働き方改革」の方針等を踏まえ、一層学校行事を精選するとともに、学校事務の効率化を図る。また一部の教員に負担が集中し過ぎないように、分掌を多くの教員が分担して担い、教員の負担軽減を推進していく。

特に問題行動等が発生した場合は、担任だけに負担がかからぬよう、学年及び学校全体として組織的な対応を図る。
- (2) 年3回の悉皆の服務事故防止研修を実施し、教育公務員として服務規律を遵守し、児童・生徒・保護者・地域からの信頼を得られるようにサービスの厳正に努める。

体罰や不適切な指導等の防止については、「児童・生徒対象のアンケート調査の実施」「教員からの聴取調査」を実施し、その予防及び対応を充実させる。
- (3) 「生徒の個人情報の管理」等については、特に服務事故防止の重点項目として取り上げ、私物のUSBメモリ及び私物のSDカード等の記録媒体は校内に持ち込まない、使用しないを徹底し、校外に個人情報を持ち出さないように管理の徹底を図る。

どうしても個人情報（紙媒体及び電子媒体）を持ち出す必要がある際には、管理職の許可を得て、記録簿等に明確に記載し、また校内に戻す際には報告する。
- (4) 校内文書決済システムを明確化し、事業を担当する教職員は起案文書を作成し、管理職からの承認・決裁を受ける。学校外へ発出する文書は必ず学校長名の文書となり、決裁を受けることを徹底する。